

**(財) 産業廃棄物処理事業振興財団**  
**平成14年度事業計画**

産業廃棄物の処理施設の整備に必要な資金の融通の円滑化、その他の産業廃棄物の処理に係る事業の振興措置等及び事業者による産業廃棄物の適正な処理の確保を図るための自主的な活動を推進するため、下記の事業を行う。

**産業廃棄物処理特定施設整備法関連業務**

**1. 産業廃棄物処理特定施設整備促進事業**

- (1) 産業廃棄物処理を実施する全国の地方公社等に積極的に保証制度を周知し、優良案件の拡大を図る。
- (2) 特定施設及び廃棄物処理センターの整備促進に係る情報交換のための全国担当者会議を開催する(平成14年11月三重県予定)。

**2. 債務保証事業**

- (1) 特定施設整備法に基づく特定施設の整備事業に係る債務保証の申し出に対しては、従来からの方針通り積極的な対応を図る。
- (2) 民間処分業者が行う産廃処理施設の近代化・高度化に関わる債務保証の申し出などに対しては、
  - ア. 事業収支計画並びに返済財源の十分な検討・チェック
  - イ. 総体事業費及び借入調達額に対する債務保証申込金額の妥当性など、審査の原点に立ち返って十分な検討を行う事により、質の高い産業廃棄物処理施設の建設推進と健全な処理業者の育成に資する運営を行う。
- (3) 新規債務保証採択時の審査に関しては、外部専門家も活用した調査を実施するなど、審査体制の強化を図る。
- (4) 既往債務保証先に対しては、案件毎に債権分類を行い、フォロー調査の実施と合わせ債権管理の徹底を図る。
- (5) 代位弁済を実行し求償権を得たものについては、当該事業の再建の可能性を見極めつつ経営指導を徹底する等、案件毎にメリハリを効かせた管理を行い、再建回収の極大化を目指す。
- (6) 国の平成13年度補正予算により充実された債務保証基金を活用し、優良な処理業者が民間金融機関から円滑に融資を受けられるよう、債務保証事業の効率的かつ機動的運用を図る。

**3. 助成事業**

産業廃棄物の処理に関する新しい技術の開発又はその起業化を行う産業廃棄物

処理業者のうち、斬新な者に対して、当該新技術の開発及び高度技術を利用した減量化・再生処理施設の設置のための調査・検討を行うのに必要な経費の一部を助成する。

#### 4. 振興事業

- (1) ポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」という。)処理対策事業  
PCB処理に関する技術情報を収集整理し、関係者に提供する。さらにPCB処理を促進するための調査研究、啓発等の活動を行う。
- (2) 受託調査等
  - ア. 廃棄物処理センター整備基本調査  
廃棄物処理センターの整備計画の策定に当たり必要なバックグラウンドに係る実態把握、課題抽出、将来推計と対応方向、平成12年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正及び新たな国庫補助金制度の導入を踏まえた廃棄物処理センターの手法等を調査、検討し、これを取りまとめるとともに都道府県等からの要請又は委託に応じ、必要な計画策定のための調査研究を行う。
  - イ. PCB廃棄物適正処理対策調査
    - (ア) PCB廃棄物の新処理技術を基準化の検討を行い、基準化された新技術をPCB処理技術集に追加する。
    - (イ) 委員会を設置しPCB廃棄物の収集運搬の具体的な方法等に関する調査を行い、ガイドブックを作成する。
  - ウ. 北九州市地区における広域廃棄物・リサイクル拠点調査  
北九州市における産業廃棄物、PCB廃棄物の円滑な輸送を確保するための方策および施設の整備について検討する。
  - エ. 受託調査  
関係団体等からの要請又は委託に応じ、必要な調査を支援を行う。
- (3) その他 各種展示会への参加等

#### 廃棄物処理法関連業務（産業廃棄物適正処理推進センター業務）

##### 1. 産業廃棄物適正処理推進事業

- (1) 法改正以後の不法投棄等産業廃棄物除去事業等に対する協力  
改正廃棄物処理法の施行日（平成10年6月17日）以後に不法投棄された産業廃棄物について、その撤去等原状回復措置を講じようとする都道府県等から協力要請があったときは、適正処理推進基金（国の補助金及び産業界からの拠出金で造成）をもって対応する。
- (2) 事業者に対する助言、指導等  
事業者による産業廃棄物の適正な処理の確保を図るための自主的な活動の推進に資するため、事業者に対する助言、指導、情報の提供等を行う。

- ( 3 ) 法改正前の不法投棄等産業廃棄物除去事業等に対する協力  
改正廃棄物処理法の施行日（平成 1 0 年 6 月 1 7 日）前に不法投棄された産業廃棄物について、その撤去等原状回復措置を講じようとする都道府県等に対しては、特別対策事業として適正処理推進基金により協力をを行う。
- ( 4 ) 環境省からの受託調査等
- ア．産業廃棄物不法投棄実態調査  
都道府県等が平成 1 3 年度に把握した新たな不法投棄及び原状回復の状況を調査する。なお、必要に応じて調査票の作成のための事前調査や、調査結果の補足調査も行う。
- イ．環境破壊行為早期対応システムの検討・運用  
廃棄物の不法投棄等の環境破壊行為に対応するため、1 3 年度に構築した I T 機器による広域的な情報の収集・活用ネットワークシステムを、幅広く活用するための検討を行い運用を図る。

## 2 . 情報検索システム事業

排出事業者が適正な処理を遂行し得る処理業者を選定できる手段を提供するために、インターネットを介して産業廃棄物処理業者に関する情報を提供するシステム『産廃情報ネット』を運営するとともに、システムに収録された情報の保守を行う。

その他産業廃棄物処理に関する情報をインターネット上に積極的に掲載することにより、排出事業者・処理業者の双方に対する普及・啓発をめざすこととする。

さらに、産業廃棄物処理業者の格付け情報について、産廃情報ネットへの掲載、あるいは格付けに際して産廃情報ネットの活用を検討する。